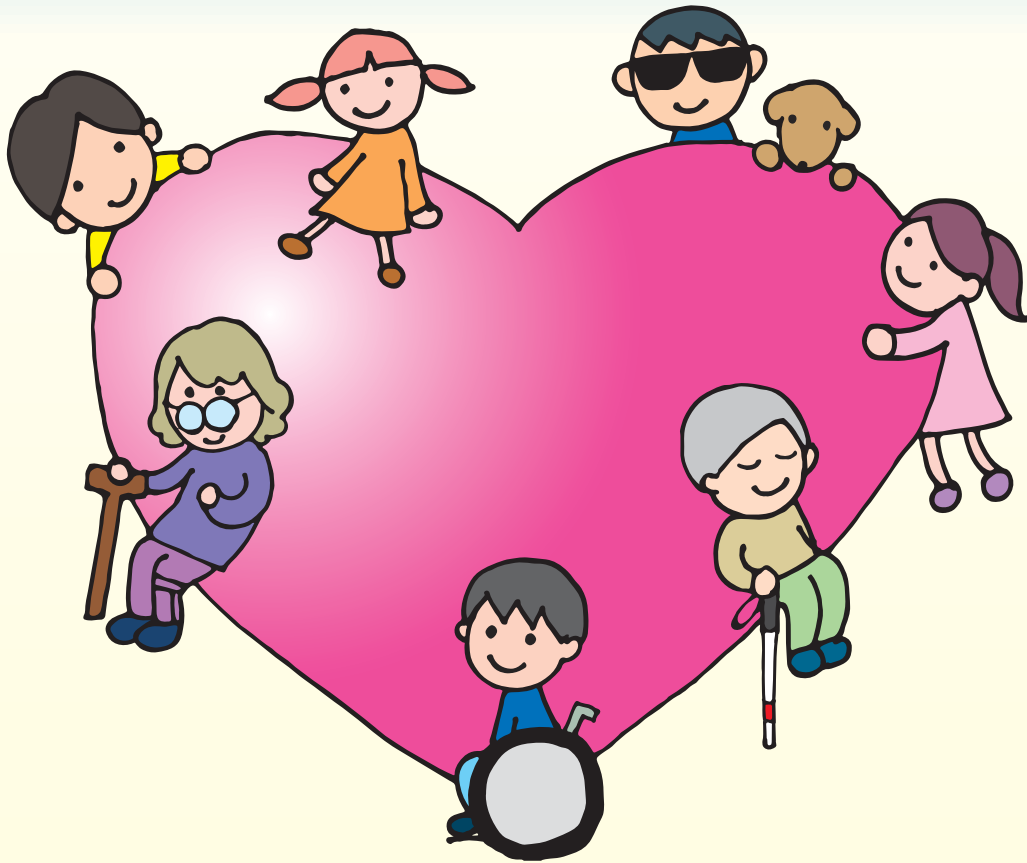


しょうがい ひと ひと とも く ゆた しゃかい めざ  
 障害のある人もない人も、共に暮らす豊かな社会を目指して

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう  
**障害者差別解消法**

がスタートしました！



へいせい ねん がつ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃ さべつ  
 平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別  
 かいしょうほう せこう  
 解消法）」が施行されました。

しょうがい ひと ひと わ へた すべ こくみん たが じんかく  
 障害のある人となない人とは分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と  
 こせい そんちよう あ とも く しゃかい じつげん せいてい ほうりつ  
 個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために制定された法律です。



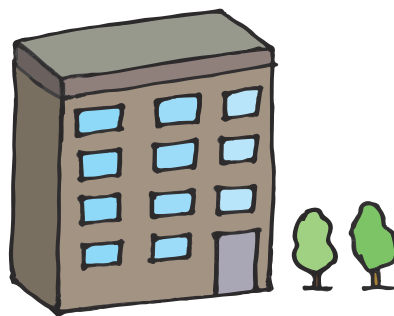
## しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

この法律では、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

また、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

### おも ないよう 主要内容

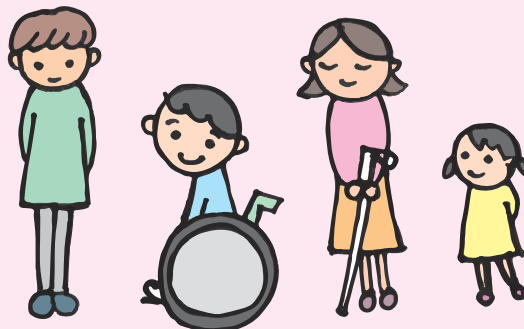
- 国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 国・地方公共団体は、合理的配慮をしなければならない。(民間事業者は努力義務)
- 国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備を図る。



## たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象で、障害児も含まれます。

(障害者手帳をもっている人のことではありません)

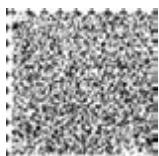
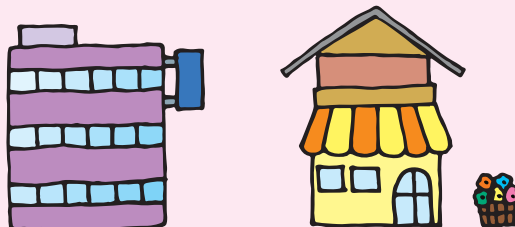


## たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

会社やお店など、同じサービスをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。

ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

なお、雇用における障害のある方に対する差別は「障害者雇用促進法」により、事業主に対して不当な差別的取扱いを禁止するとともに合理的配慮の提供を義務づけています。



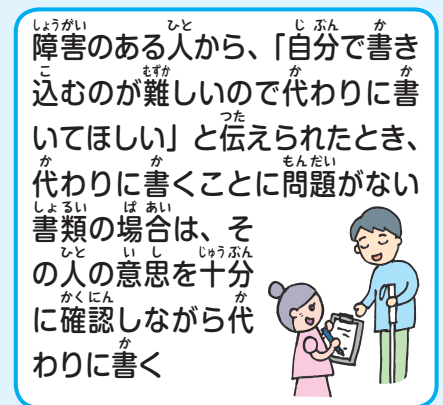
## ふとう さべつてき とりあつかい 不当な差別的な取扱いとは？

不当な差別的な取扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどです。



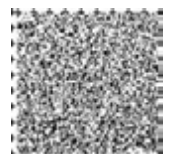
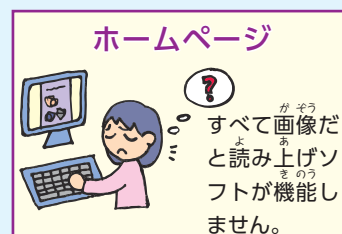
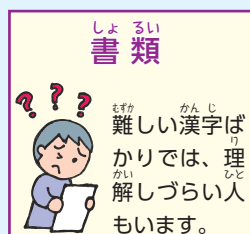
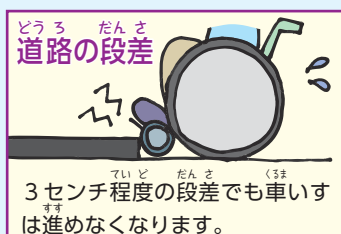
## ごうり てきはいいりよ 合理的配慮とは？

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。



## しゃかいてきしょうへき 社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活または社会生活において障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのことです。



## 差別解消のための取組義務について

	くに ぎょうせい き かん ち ほうこうきょうだんたいとう 国の行政機関・地方公共団体等	みんかん じぎょうしゃ かいしゃ みせ 民間事業者（会社やお店など）
ふとう さべつまき 不当な差別的 取り扱い	ふとう さべつまきとりあつかい ほうりつ せんし 不当な差別的取扱いが法律により禁止 されています。	ふとう さべつまきとりあつかい ほうりつ せんし 不当な差別的取扱いが法律により 禁止されています。
しょうがいしゃ 障害者への 合理的配慮	しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ おこな 障害者に対して、合理的配慮を行う ことが法律により義務付けられていま す。	しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ おこな 障害者に対して、合理的配慮を行 うよう努力義務が課せられていま す。

## 困った時は？

しょうがい りゆう ふうりえき と あつかい う ごうりてき はいりよ もと そち おこな  
障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われない  
など、しょうがい かた く なか さべつ かか さまざま もんだい つぎ まどぐち そうだん おう  
など、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、次の窓口で相談に応  
じています。

### ○千葉市障害者自立支援課

でん わばんごう ファックス ばんごう  
電話番号 043-245-5157 FAX番号 043-245-5549

Emailアドレス shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎1階

### ○千葉圏域相談専門電話（障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基 づく相談窓口）

でん わばんごう  
電話番号 043-292-1317

※電話受付時間 げつようび きんようび きゅうじつ ねんまつねんし のぞ じ じ  
月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）9時～17時

## 障害者差別解消に関する情報を知りたい時は？

ちばし  
千葉市のホームページ（障害者自立支援課）をクリック

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sabetsukaisho/sabetsukaisho-sekou.html>

